

労働基準関係情報メール窓口 情報提供のポイント

労働基準関係情報メール窓口に情報をお寄せいただく際、以下にご留意いただきますと、労働基準監督署において、より効果的な立入調査を実施できますので、御協力をお願いします。

【ポイント1】

事業場の正確な情報をお知らせください

- ▷ 違反の疑いのある事業場を特定する必要があるため、事業場の名称や住所については、支店名・営業所名や番地・ビル名称まで、できる限り詳細に記載してください。
- ▷ 事業場の業種や労働者数についても送信フォームに選択欄を設けていますので、できる限り記載をお願いします。

【ポイント2】

法令違反の特定につながる、具体的な情報をお寄せください

- ▷ 立入調査を行うためには、法令違反が生じている部署の情報や、法令違反が生じている背景、法令違反の程度（時間外労働の長さ、残業代の支払状況など）、事業場のどのような資料を確認すれば法令違反の事実が特定できるかなど、具体的な情報が必要となります。次頁の記載例を参考に、具体的な情報をお寄せください。
 - ※ 情報提供いただいた内容の詳細を確認させていただくため、情報提供者の方に対して、労働基準監督署から後日御連絡することがあります。御協力いただける場合には、送信フォームの所定の欄に、氏名及び電話番号の記載をお願いします（個人情報、労働基準監督署から御連絡するためだけに使用し、事業場を含め第三者に開示することはありません。）。

【ポイント3】

情報提供があったことを事業場に通知してよいかどうか、お知らせください

- ▷ 情報提供があったことを事業場に通知せずに立入調査を行う場合、基本的には、事業場が提示する資料に基づいて法令違反の有無を確認することになります。
- ▷ しかし、賃金不払残業が疑われる事業場でタイムカードが改ざんされている場合などでは、事業場が提示する資料（改ざんされたタイムカード）を確認するだけでは法令違反を特定することは困難です。このような場合に、情報提供があったことを事業場に通知することで、労働の実態が反映された資料（パソコンのログオフ記録など）の提出などを求めることができ、法令違反の特定につながります。
- ▷ このように、情報提供があったことを事業場に通知するかどうかは、立入調査の手法に大きく関わりますので、送信フォームの所定の欄をチェックし、情報提供があったことの通知の可否をお知らせください。
 - ※ 送信フォームは、①「匿名だが、情報提供内容（メールの内容）を明らかにしてよい」、②「匿名だが、情報提供があったこと（メールがあったこと）のみ明らかにしてよい」、③「匿名の上、メールがあったことも明かさないでほしい」の3つから選択していただく方式になっています。

送信フォームの記載例

以下に、送信フォームの「情報提供があったことを事業場に通知することの可否」欄、「情報提供事項」欄及び「情報提供内容」欄における記載例を示しますので、参考としてください。

<例1：長時間労働・賃金不払残業が行われているケース>

【情報提供があったことを事業場に通知することの可否】

匿名だが、情報提供内容（メールの内容）を明らかにしてよい

【情報提供事項】

長時間労働・過重労働 賃金不払残業（サービス残業）

【情報提供内容】

(注)「情報提供事項」で「長時間労働・過重労働」または「賃金不払残業（サービス残業）」にチェックを入れた場合は、記載欄下段の(1)～(14)のフォーマットが入力できるようになりますので、これに従って、わかる範囲で入力していただくようお願いいたします。会社の求人条件や労働実態について、インターネット上にも参考となる情報がある場合には、(13)への記入をお願いします。

(1)長時間労働・賃金不払残業が発生している部署：販売部門

(2)所定労働時間：8時間

(3)所定の始業終業時刻・休憩時間：午前9時～午後6時（休憩1時間）

(4)所定休日：土曜日、日曜日

(5)賃金・割増賃金の支給条件：基本給20万円、職務手当2万円、時間外手当3万5千円

(6)実際の始業終業時刻・休憩時間：午前9時～午後9時（休憩1時間）

(7)実際の時間外労働時間：1日11時間で月26日間働いている。

(8)休日労働の日数：月4日。最近2～3か月はほぼ毎週土曜日も出勤している。

(9)長時間労働・賃金不払残業の要因：新規業務が増えているのに、担当者を増やさないため。

(10)労働時間の管理状況：タイムカードによって管理されているが、上司から午後7時前に打刻するように指示されている。土曜日はタイムカードに打刻すること自体が禁止されている。

(11)労働時間の実態把握が可能な資料：受注伝票に出力時間が印字されているので、それを見てもらえば遅くまで残業しているのがわかると思う。

(12)賃金不払残業の状況：残業手当はタイムカードに記録された時間分しか支払われておらず、夜7時以降や土曜日の労働には賃金が支払われていない。

(13)会社の求人情報や労働実態に関するインターネット情報（URL）：会社の求人 URL は、<http://〇〇〇〇>である。会社のサービス残業や長時間労働の実態は、掲示板 <http://××××>にも書き込まれている。

(14)その他情報提供したい事項：なし。

<例2：賃金が最低賃金を下回っているケース>

【情報提供があったことを事業場に通知することの可否】

匿名の上、メールがあったことも明かさないでもらいたい

【情報提供事項】

最低賃金

【情報提供内容】

〇〇県内の小売店でパートとして働いている。

この店のパート労働者^{※1}は、時間給△△△円で〇〇県の最低賃金を下回っている^{※2}。社長は「会社の利益が上がらないから、これしか支払えない」と話している^{※3}。

賃金の支払状況は、給与明細とタイムカードを見てもらえばわかると思う^{※4}。情報提供したことは会社に秘密にしたいので、メールがあったことは明かさないでほしい。

会社の求人 URL は、<http://〇〇〇〇>である。会社の労働条件の実態は、掲示板 <http://××××>にも書き込まれている^{※5}。

(注)

- ※1 違反が生じている部署や職種について記載してください。
- ※2 違反の具体的な状況（この例では賃金額）について記載してください。
- ※3 違反が生じている背景について記載してください。
- ※4 違反事実を特定する根拠となる資料について記載してください。
- ※5 会社の求人条件や労働実態について、インターネット上にも参考となる情報がある場合には、その URL を記載してください。